

ガソリンの詰め替え販売における本人確認等に関する事項について

令和元年 12 月 20 日に危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(令和元年総務省令第 67 号)が公布され、令和元年7月に発生した京都府京都市伏見区の爆発火災を受け、同様の事案の発生を抑止するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、**本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成**を行うこととされました

住民の皆様におかれましては、ガソリンの適正な使用のため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※令和 2 年 2 月 1 日から義務化。

令和 2 年 2 / 1 施行 **ガソリンを携行缶で購入される皆様へ**

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
② **使用目的の確認** を行うとともに、
販売記録を作成することが義務付けられています。



本人確認をさせていただきます。
使用の目的はなんですか？

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器 **ガソリン携行缶**

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

! 噴出注意!

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください!!

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰め替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

全石連 石油連盟 全農 消防庁

本改正に関する詳しい情報は <http://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/>

